平成26年６月30日

各　　位

会 提出名　　JALCO ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　田辺　順一
（ＪＡＳＤＡＱ・コード 6625）
問合せ先
役　職・氏　名　取締役管理本部長　大浦　隆文
電　話　　050－5536－9824

# 「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日発表「過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」のとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

また、これらと併せて、金融商品取引法第 24 条の４の５第１項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訂正の対象となる内部統制報告書

第２期　内部統制報告書（自　平成 24 年４月１日　至　平成 25 年３月 31 日）

２．訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、３【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします（訂正箇所には下線を付しております。）。

（訂正前）

上記評価の結果、当社代表取締役社長である田辺順一は、平成 25 年３月 31 日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす事となり、開示すべき重要な不備に該当すると判断致しました。従いまして、当事業年度末日時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

記

当社は、平成 26 年２月 18 日以降、証券取引等監視委員会の調査を受ける事となりましたが、この調査過程で、当社の 100％子会社である株式会社ジャルコアミューズメントサービス（以下「JAS」と言う。）と株式会社オムコ（以下「オムコ社」と言う。）間のパチンコ及びパチスロの中古遊技機の販売に係る取引（以下「本件取引」と言う。）において、不正行為が行われており、当社がこれに関与したことにつき疑義が生じました。また、この不正行為に起因して当社の過年度の会計処理の訂正を要する可能性が生じたため、当社は、専門的かつ客観的な見地からの調査が必要であると判断し、同年２月 25 日、取締役会において第三者委員会を設置する事を決議し、同年３月４日、同委員会の委員３名（委員長：渡邉　雅之氏）を選任し、本件取引に関する調査を実施致しました。

同調査の結果、当社及び JAS の役職員が、本件取引にあたってのオムコ社の不正行為に対して意図的に関与した事実は認められませんでしたが、JAS 営業部とオムコ社との取引の一部に実在性のない取引が含まれている事が判明しました。

また、第三者委員会の調査対象は、「調査の網羅性」の観点から本件取引以外の当社グループにおける中核事業である中古遊技機のレンタル事業についても可能な範囲で調査が行われました。

また更に、第三者委員会の調査に加え、当社が再度調査を行った結果、一部の中古遊技機器レンタル

について、関係書類の整備等に不十分な点が見受けられていた事が判明しました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第１期（自　平成 23 年 10 月３日　至　平成 24 年３月 31 日）から第２期（自　平成 24 年４月１日　至　平成 25 年３月 31 日）までの有価証券報告書及び第２期第１四半期（自　平成 24 年４月１日　至　平成 24 年６月 30 日）から第２期第３四半期（自　平成 25 年 10 月１日　至　平成 25 年 12 月 31 日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出致しました。

これらの事実は、このような不適切な取引が未然防止あるいは発見できなかった点において、当社グループの役職員のガバナンス意識が希薄であった事、JAS 営業部における取引前の取引先の与信調査、関係書類の整備や会計処理の検討及び取引開始後の取引先の業況確認といった管理体制が十分に機能していなかった事、及びモニタリングが不十分であった事によるものです。

以上の事から、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、当該不適切取引が防止されず、かつ発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

当社と致しましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査委員会の調査結果及び提言を踏まえて、財務報告に係る内部統制の不備を是正するために、以下の再発防止策の策定に着手しております。

これらの再発防止策により、翌事業年度においては、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

(1)　当社及び JAS の役職員のコンプライアンス意識の向上
(2)　取引前の取引先与信調査や検収・在庫確認プロセスの内部統制運用に係る社内諸規程やフロー図等の見直し
(3)　取引量に見合う人員体制等、社内管理体制の見直し
(4)　内部監査機能の強化

以　上